特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活 支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世 帯分)に関する事務 基礎項目評価書【令和5年3月31日 終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

銚子市は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県銚子市長

公表日

令和5年4月28日

T 関連情報

1 関連 情報 1. 特定個人情報ファイ	ルた取り扱う事務						
・一句を個人情報ノブイ	=						
①事務の名称	令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する事務						
②事務の概要	 ●令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を支給する事務 【1 対象者】 ①令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者 ②①のほか、対象児童(令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障害児については20歳未満))の養育者であって、以下のいずれかに該当する者・令和4年度分の住民税均等割が非課税である者・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者 【2 給付額】 児童1人あたり一律5万円 【3 特定個人情報ファイルの内容】 児童手当、児童扶養手当の支給情報住民税の課税情報(1/1現在で他市区町村に居住しているものは、情報提供ネットワークシステムを通じ、情報連携して対応) 						
③システムの名称	Acrocity福祉総合(児童手当)、中間サーバー、番号連携サーバー						
2. 特定個人情報ファイ	ル名						
低所得の子育て世帯に対す	ける子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1 第101の項 ●番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ●番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示 						
4. 情報提供ネットワー	クシステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>(要施する] 1) 実施する(2) 実施しない(3) 未定						
②法令上の根拠	≪情報照会≫ ●番号法第19条第8号 別表第2第121の項 ●番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 ≪情報提供≫ ○提供なし						
5. 評価実施機関におけ	ける担当部署						
①部署	子育て支援課						
②所属長の役職名	子育て支援課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開え	示∙訂正∙利用停止請求						
請求先	〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1 銚子市 総務課 総務室 政策法務班 電話 : 0479-24-8190						
8. 特定個人情報ファイ	ルの取扱いに関する問合せ						

連絡先

〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1 銚子市 子育て支援課 子育て支援班 電話 : 0479-24-8967

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	14年6月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価	書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供	ネットワークシスラ	テムを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの)取扱い	の委託		[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]] 内部監査 [] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月28日	評価書名	令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育 て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外 の低所得の子育て世帯分)に関する事務 基礎 項目評価書	令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育 て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外 の低所得の子育て世帯分)に関する事務 基礎 項目評価書【令和5年3月31日終了】	事後	事務の実施をやめたため